

## ともにプロジェクトロゴマーク 使用基準

### 1 趣旨

この基準は、ともにプロジェクトロゴマーク（以下、ロゴマークという。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 ロゴマークの使用目的

ロゴマークは、障がいや障がいのある人への理解を深め、誰もが暮らしやすい共生社会を目指す取組みを行う場合に使用できるものとする。

### 3 使用基準

ロゴマークを使用しようとする者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。以下、使用者という。）は、障がいや障がいのある人への理解を促進する取組みを行う場合、ロゴマークを使用することができる。

### 4 使用の制限

上記3のロゴマークを使用できる者においても、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用できない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 政治性又は宗教性がある場合
- (3) 特定の個人、団体等のブランドシンボル等、商標を意匠として使用する場合
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとする場合
- (5) その他、使用上適当でないと思われる場合

### 5 使用の届け出

ロゴを使用する際は、別記様式を福祉部障がい福祉課へ届け出るものとする。

### 6 使用方法

原則として、ロゴマークを使用する場合は、「ともにプロジェクトロゴマーク 使用マニュアル」の規定に沿って使用するものとする。

### 7 使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用については、使用者の負担とする。

## 8 注意事項

- (1) ロゴマークの使用に起因する問題・トラブル・損失保障等について、新潟市は一切の責任を負わないものとする。
- (2) ロゴマークを使用した作成物による事故や苦情，第三者への損失に対しては，使用者本人の責任において対応するものとする。

## 9 その他

この基準に定めのない事項については，福祉部障がい福祉課と協議を行うものとする。

## 10 発効

本基準は，平成29年12月18日から効力を有する。